

# 第1回 筑後川学識者懇談会 議事要旨

日時：平成26年11月6日（木） 10：00～12：00

場所：国土交通省筑後川河川事務所 第1・第2会議室

出席（委員）：楠田委員、古賀委員、小松委員、島谷委員、徳田委員、松井委員、  
矢野委員（以下○：委員意見）

（事務局）：国土交通省 筑後川河川事務所長 他（以下●：事務局発言）

## 1. 設立趣旨、規約、委員長選出、情報公開について

・事務局より「筑後川学識者懇談会設立趣旨」及び筑後川学識者懇談会について【資料1】を説明

・事務局より「筑後川学識者懇談会 規約（案）」について説明し、了承を得たため、平成26年11月6日より施行

・規約第5条に基づき、楠田委員を委員長、島谷委員を副委員長に選出

・規約第6条の懇談会の公開方法について

（主な意見）

○氏名を伏せるのか。

●原案として伏せることとしている。

○利害が対立する場合には、伏せたほうが自由に発言し易い場合もある。受け取り側の認識の問題もある。

○懇談会で何が議論されたかを公開することが重要であり、誰が発言したかは重要ではない為、氏名は伏せたほうがよい。

○原案のとおり公開方法を定める。

## 2. 議事

### 議事1) 現整備計画内容の点検【資料2】

・事務局より「筑後川水系河川整備計画の点検について」説明

#### （主な質問）

○高潮整備は、整備後に整備目標水位のTP6.00mの高さとなるのか。

●高潮整備は、昭和60年の台風13号の河口地点における被災水位TP6.00mを目標水位としている。

○整備計画の目標流量は荒瀬地点で6,900m<sup>3</sup>/sとなっているが、流量配分図では荒瀬地点で5,200m<sup>3</sup>/sとなっている。これはどういうことか。

●5,200m<sup>3</sup>/sは河道の目標流量であり、6,900m<sup>3</sup>/sに対し上流のダムによる洪水調節後の値である。

○堤防の点検について具体的にどのようなことを行っているのか。

●堤防に地震動を与えて解析を実施し、堤防高が照査外水位を下回った箇所については、耐震補強を実施することとしている。

○堤防が道路と兼用になっている箇所が多くある。超過洪水等により堤防からの越水が発生した場合、道路と兼用の方が強いのか。

●兼用道路がどこに設置されるかにより異なる為、一概には言えない。

○道路上を舗装した場合、堤防の侵食が防がれるので、兼用した方が強いといえる。

○日田の三隈堰、島内堰上流の湛水域について、周辺の環境整備は行われているが、湛水域に対して具体的な対策を行う予定はないのか。

●今後実施予定事業の中に三川分派対策がある。必要に応じて、三川（三隈川、隈川、庄手川）の流量配分を適切にする分派対策を実施することとしており、これに合わせ、検討することになる。

○分流に重点が置かれており、湛水部分の環境改善に関する記載が弱いのではないのか。

●例えば、堰を改築し可動化すれば、環境改善にもつながることも考えられる。環境面も踏まえて検討を行うこととなる。

○筑後川、大山川では鮎が深刻な状況となっている。日田漁協が稚魚の放流を実施しているが、資金面、方法論の面でも限界にきており、筑後川全体をきちんと見直す必要があるが、九電の施設夜明ダムがネックとなっている。なにか働きかけができないのか。

●現時点の予算制度では、許可工作物に施設を設置するのは厳しい状況である。河川管理者として生物調査結果の提供や技術的なアドバイス等は可能であると考えている。

○水循環基本法が入っていないのはなぜか。また、有明海の潮位が上がってきているが、出発水位への影響について検討しているのか。

●水循環基本法については、今後の動向を注視しながら、検討していきたいと考えている。

○水循環基本法については、現在、水循環基本計画が作業中で来年末に具合的な内容が決まると聞いているおり、その後の方が具体的なアクションが決め易いとの理解である。

●有明海の潮位の変化については、引き続き、注視していく。必要性が生じた場合、出発水位の見直しも検討していくことになると考えている。

○OP9の降雨量の増加については日本全体で作成されているが、今回は筑後川流域が対象であるため、筑後川流域か九州管内で作成した方がよい。

○OP12に人口、世帯数が増加しているとあるが、平成22年の流域内人口のみ記載がない。

●現在、河川現況調査をとりまとめ中であり、平成22年の流域内人口のデータがない為、プロットできていない。

## (主な意見)

○本懇談会は、これまでの整備計画に問題がないか、今後、この整備計画に沿って事業を実施してよいかを判断し、結論を出すことが目的であると考えている。

これまでに実施した内容については、それぞれの箇所で検討しながら実施されているので、問題はないと考えているが、久留米市街部の樹木伐採については生物系の関係者や子供達に甚だ評判が悪い。せめて、少し残して伐採する等の配慮が必要だったのではないのか。

今後、整備計画を変更する際には、以下の点について配慮が必要であり、整備計画を柔軟に変更できるシステムがより現実的である。

- ・震災を受け、パラペット堤防の構造をどう考えるかの記載。
- ・社会情勢の変化の中に世界遺産に関する記載。
- ・水循環基本計画が作成された場合、整備計画の見直し。

- 自然環境に関しては、戦略性をもった対策を実施する必要がある。上下流の連続性を確保するための戦略、貴重種を保全するための戦略等を具体的に実施して欲しい。
- 利水という人為的な関与と有明海の海面上昇によって、感潮域にどのような変化が生じているのかについての問題分析が必要。単に水質の変化状況だけでなく、問題を分析する視点からの説明があるとよかった。
- 特定外来種に対する対策についての記載があるが、重要種の対策については記述がないため、どのような対策を実施しているか不明である。河川水辺の国勢調査については、昆虫等は10年おきとなっているが、1～2年で大きく状況が変化する場合もある。特に重要なものについては、河川水辺の国勢調査のみに頼らず、定期的に状況を確認した方がよい。また、特に筑後川水系において保全や管理が必要な種があれば、柔軟に対応した方がよい。
- 整備計画は物理的な形態の整備と機能・役割の整備の2つがある。機能・役割の整備に入ると思うが、海域への土砂輸送量に関する説明が欲しい。

#### 【点検結果】

- ・筑後川水系河川整備計画については、今後も現計画にて引き続き実施する。

#### 議事2) 筑後川直轄河川改修事業に対する事業再評価【資料3】

- ・事務局より「筑後川直轄河川改修事業の再評価について」について説明

#### (主な意見)

- 対応方針（原案）について異論はない。但し、河川改修及び堤防整備は堤防道路整備にも係る等、経済効果は流域全体や多方面に波及が見込まれる場合があり、可能な限り便益を考慮していくべきである。また、優れた整備内容は地域の魅力を高め、観光などの集客力アップの経済効果もあるが、逆に無粋な整備は地域の魅力を低下させることもあるため、整備内容やモニタリングのあり方に工夫が必要である。
- 計測できない効果に、住民の不安・懸念について記載した方がよい。B/Cも大切であるが、安全だけでなく、安心についての視点も入れたほうがよい。
- 柔軟に対応していくことはよいし、事業評価についても特に意見はないが、新しい事象ができたときに柔軟に入れていく仕組みが必要。今後の整備に関する意見表明等柔軟な対応を行った方がよい。“現計画に基づき引き続き実施していく”では表現が冷たいため、“震災等も発生したため、更に流域の意見や最新の情報等を取り入れながら整備計画の趣旨に則って実施していく”等、もう少し暖かい表現にして欲しい。

#### 【審議結果】

- ・筑後川直轄河川改修事業は、対応方針（原案）のとおり、引き続き、事業を継続する。

### 議事3) 筑後川総合水系環境整備事業に対する事業再評価【資料4】

- ・事務局より「筑後川総合水系環境整備事業の再評価について」について説明

(主な意見)

- 対応方針(原案)について異論はない。但し、河川改修同様、優れた整備内容は地域の魅力を高め、観光などの集客力アップの経済効果もあるが、逆に無粋な整備は地域の魅力を低下させることもあるため、整備内容やモニタリングのあり方に工夫が必要である。
- 地域住民の行政に対する信頼が極めて重要である。信頼があって初めて安心できる。松原・下笠ダムの水環境整備について、“現時点において改善措置の必要性は無いものと考えられる”との記載があるが、ダム下流の住民は水質が悪くなっていると考えており、前向きな表現にして欲しい。
- 河川改修事業も含めてB/Cが非常に高い数値となっている。評価の仕方に問題があるのではないか。樹木伐採されると生物にとってはマイナスである。人間だけのB/Cにするのではなく、生物にとってのマイナスの評価を組み込んだB/Cの算出方法が考えられるのではないか。徐々に配慮していったら欲しい。
- 環境の便益の算出方法は全国的にみても評判が悪い。ここでは、初めに便益ありきで、コストを削減することがよいとの視点でまとめられている。現象が発生することによってコストが増加するという視点を盛り込まないといけない。水質が悪化したとの要望は管理者からすると便益が生じていることと同じだが、ゼロに戻すためのコストが今後必要となる。そのような視点をどこかに記載しておく必要がある。
- 費用対効果は算定の要綱がある。要綱を逸脱せず、厳しく準拠して算定していると聞いている。国全体が同じ算定方法で評価できるわけではないので、可能ならば、筑後川河川事務所バージョンで算出してみてもよいのではないか。

#### 【審議結果】

- ・筑後川総合水系環境整備事業は、対応方針(原案)のとおり、引き続き、事業を継続する。

### 3. その他

#### 筑後川学識者懇談会の今後の予定について

- ・事務局より次回の懇談会の開催は来年度の第1四半期を予定しており、詳細な日程については後日調整を行う旨を説明